

みんなの 防災 ガイドブック

防災対策は
日頃の備えから！

避難所の
確認も大切よ！



目次

I 湯沢町地域防災計画について

- ① 地域防災計画とは 3
- ② 湯沢町地域防災計画の基本方針 3
- ③ 湯沢町地域防災計画の構成 4
- ④ 住民・事業所の皆さまの役割 4

II 災害に対するそなえ

- ① 自助・共助・公助の連携による地域防災力の向上 5
- ② 自らの役割（自助） 6
- ③ 地域の役割（共助） 8
- ④ 町の役割（公助） 9

III 災害ごとの留意点

- ① 風水害 10
- ② 震災 11
- ③ 火災 12

IV 避難場所・避難所一覧

- ① 市街地火災等発生時の避難場所（屋外） 13
- ② 指定緊急避難場所（屋外） 13
- ③ 指定避難所（屋内） 15

V 災害に備えるためのチェックリスト

- ① 我が家の災害対策 16
- ② 避難場所・避難所・連絡先の確認 16

I 湯沢町地域防災計画について

1 地域防災計画とは

地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づいて、湯沢町防災会議が作成する計画です。

住民の生命・財産を災害から守ることを目的とし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、町や防災関係機関、住民及び事業所の皆さんが果たすべき責務や役割を定めています。



2 湯沢町地域防災計画の基本方針

(1) 減災対策の推進

たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とし、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、「減災」の考え方を基本とします。

(2) 自助・共助・公助の連携

自分でできることは自分で行う「自助」、お互いに助け合う「共助」、行政の対策「公助」を適切に組み合わせた取り組みを推進します。

(3) 要配慮者への配慮と男女共同参画の視点に立った対策

障がい者・高齢者・子育て家庭等の要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮します。

(4) 積雪期対策の配慮

日本一とも言われる豪雪地帯である当町の自然条件にかんがみ、積雪期の地震発生などの複合災害について、各業務においてあらかじめ配慮します。

(5) 計画の実効性の確保

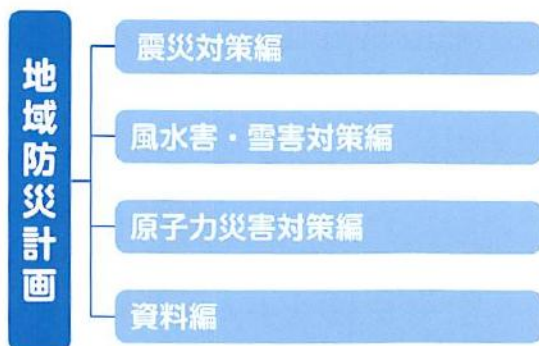
研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、計画内容への習熟を図ります。

(6) 町全体の防災力の計画的な向上

県及び防災関係機関と連携するとともに、住民・事業所等にも広く理解を求めて、町全体の総合的な防災力の向上を図ります。



3 湯沢町地域防災計画の構成



4 住民・事業所の皆さまの役割

(1) 住民の皆さまの役割

平常時から災害に備え、防災知識の取得・自主防災組織活動への参画をし、いざという時は、救助・救援活動などのご協力をお願いします。

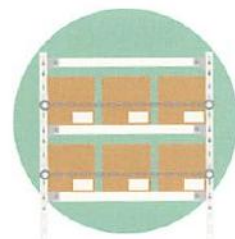
飲料水・食料・生活必需品等の備蓄、家具固定や住宅の耐震化、初期消火、避難のための情報収集・伝達、避難誘導などを行います。



(2) 事業所の皆さまの役割

従業員や利用者の安全確保のため、施設の耐震化や防災マニュアルの策定、防災訓練を行い、備えましょう。地域の安全・安心なまちづくりにご協力をお願いします。

従業員等の飲料水・食料・生活必需品等の備蓄、警報等の情報収集・伝達、利用者等の避難誘導、自衛消防活動、地域の自主防災活動への参画、被災者の救助・救援活動、事業所施設の耐震化・安全措置などを行います。



Ⅱ 災害に対するそなえ

1 自助・共助・公助の連携による地域防災力の向上

大規模災害が発生した直後には、状況にあわせて適切な避難行動を行うなど自分自身の命や身の安全を守る【自助】とともに、隣近所での避難の声掛け、子どもや要配慮者の避難誘導や救助活動など地域コミュニティでの相互の助け合い【共助】が重要となってきます。

そのため、災害による被害を最小限にするためには、町や防災関係機関などによる防災対策や災害対応【公助】だけでなく、自助・共助・公助の連携がたいへん重要となります。



2 自らの役割 (自助)

(1) 避難対策の充実

いざという時にあわてないように、日頃から避難する際の経路や場所を確認しておきましょう。避難について家族や近所と話し合っておきましょう。避難の際は、近所と声をかけあいましょう。

台風などの風水害では、災害が発生する前に、早めの避難を心がけましょう。

■ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示 (緊急) の類型

区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・ 高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none">◆ 要配慮者等、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	<ul style="list-style-type: none">◆ 要配慮者等は、安全な避難場所等への避難行動を開始する。◆ 上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意等いつでも避難できるよう準備を整える。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none">◆ 避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状態。	<ul style="list-style-type: none">◆ 原則全ての住民は、安全な避難場所等へ避難を開始する。
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none">◆ 前兆現象の発生や地域の特性等から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。◆ 付近で被害が発生した状況。	<ul style="list-style-type: none">◆ その場にとどまることが危険であり、まだ避難していない住民は、直ちに避難する。



(2)住宅の耐震化と家具固定

地震の際、固定されていない家具は人を襲う凶器になります。

また、飛散した家具は避難行動の妨げになるため家具固定などの対策を行いましょう。



(3)備蓄品と非常用持出品

ご家庭や地域では、最低3日間、可能であれば1週間は生活できる準備をしておきましょう。

特に、乳幼児、高齢者、アレルギー体質などのご家族がいる家庭では、日常生活に必要な薬や処方箋、食料、医療器具など、災害時の入手が困難になりやすい物品の備えがとても重要です。



タンスや
食器棚など、
家具の固定を
しましょう

防 災 用 品	
<input type="checkbox"/> 携帯電話・充電器	<input type="checkbox"/> ナイフ・缶切り
<input type="checkbox"/> 懐中電灯	<input type="checkbox"/> ホイッスル
<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ	<input type="checkbox"/> ヘルメット・ 防災ずきん
<input type="checkbox"/> 予備の電池	
<input type="checkbox"/> 時計	
<input type="checkbox"/> 軍手・手袋	
<input type="checkbox"/> レジャーシート	
<input type="checkbox"/> マッチ・ライター	

日 用 品	
<input type="checkbox"/> タオル	<input type="checkbox"/> 寝袋
<input type="checkbox"/> ティッシュ	<input type="checkbox"/> 歯ブラシ
<input type="checkbox"/> ビニール袋	<input type="checkbox"/> ラップ
<input type="checkbox"/> 上着・防寒着	<input type="checkbox"/> 毛布
<input type="checkbox"/> 下着	
<input type="checkbox"/> 生理用品	

飲 料 水 ・ 非 常 食	
<input type="checkbox"/> ペットボトル	
<input type="checkbox"/> 缶詰など	

医 薬 品	
<input type="checkbox"/> 常備薬・持病薬	<input type="checkbox"/> おくすり手帳
<input type="checkbox"/> 包帯・傷薬	
<input type="checkbox"/> 体温計	

乳 児 用 品	
<input type="checkbox"/> 粉ミルク・離乳食	<input type="checkbox"/> おんぶひも
<input type="checkbox"/> 哺乳瓶	<input type="checkbox"/> 母子手帳
<input type="checkbox"/> 携帯やかん・燃料	
<input type="checkbox"/> 防寒用品	
<input type="checkbox"/> 紙おむつ・おしりふき	

貴 重 品	
<input type="checkbox"/> 現金(紙幣・硬貨)	
<input type="checkbox"/> 健康保険証	
<input type="checkbox"/> 身分証等(コピー)	
<input type="checkbox"/> 預金通帳	
<input type="checkbox"/> 印鑑	



3 地域の役割（共助）

（1）自主防災組織の活動

自主防災組織とは、「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて結成される防災組織です。日頃から隣近所、地域などで助け合う「共助」を整えることが防災・減災につながります。

（2）要配慮者（避難行動要支援者）の避難誘導

「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、日本語が不自由な外国人など避難時に配慮を要する人をいいます。そのうち、自ら避難することが困難で、特に支援を要する人を「避難行動要支援者」といいます。

普段から、防災活動だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動など、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深め、要配慮者（避難行動要支援者）が自ら地域にとけ込めるような環境づくりに努めましょう。

■ 災害時における要配慮者（避難行動要支援者）の誘導ポイント

危険を察知しにくい人への対応

目の不自由な人の場合

- まず声をかけてください。
- 誘導するときは腕を貸してゆっくりと歩きましょう。



耳の不自由な人の場合

- 口頭で伝わりにくいときは筆談を。
- 避難場所でも伝達事項を看板に記入して正しく伝わるようにしましょう。

危険なことを理解・判断しにくい人への対応

外国人の場合

- 孤立することのないよう、日本語でもいいので声をかけてください。
- 伝わらないときは身振り手振りで。



高齢者・乳幼児の場合

- あらかじめ災害時の避難支援者を決めておきましょう。
- できるだけ複数で対応しましょう。



危険に際して適切な回避行動がとれない人への対応

車いす利用者の場合

- 必ず誰かが付き添ってください。
- 段差やスロープでは、ゆっくりとした対応をしてください。



病気やけがの人の場合

- 「声をかける」「肩を貸す」「手をそえる」など、病気やけがの程度に応じて適切な援助をしてください。



見た目にはわからなくても、内臓の障がいなどがあれば命にかかります。困っている人がいたら、緊急連絡先へ連絡してその後の対応に協力しましょう。

4 町の役割（公助）

（1）避難情報（避難勧告等）等の情報伝達

避難情報の伝達は、消防無線拡声放送、コミュニティFM放送、広報車等のほか、地域住民の協力による伝達など、多様な手段を併用して、迅速・確実に行います。

町では、防災ラジオを各世帯へ配布しています。まだお持ちでない方は、役場総務管理課（025-784-3451）へご連絡ください。

（2）避難所の開設・運営

避難所を開設し、地域住民、応援自治体職員、ボランティア等の協力を得て避難所を運営します。

■ 避難場所及び避難所

避難場所	災害時に危険から逃れるため緊急的に避難し、身の安全を確保する場所で、災害ごとに指定しています。
避難所	災害の危険性がなくなるまでの間や災害により家に戻れなくなった場合に、一定期間滞在するための施設です。

■ 避難所の運営方針

- （1）高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦など要配慮者に配慮します。
- （2）男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮します。
- （3）原則として避難者の自主的な運営を目指します。

■ 避難所の機能

安全・生活と備蓄

家屋の倒壊やライフラインの途絶により自宅で生活できなくなった人たちの生命・身体の安全をまもり、一定期間の生活の場を確保する。



情報の収集と通信

災害の様子や近隣住民の安否、支援のことなどいろいろな情報の提供・交換や発信を行う。



救護所

救護所を設置して、けがをしたり病気になった人たちへ対処する。



救援・炊き出し

水や食事、生活用品など救援物資の配給や炊き出しを行う。



Ⅲ 災害ごとの留意点

1 風水害



01

日頃から情報収集を！

避難場所、避難所、避難経路や自宅周辺の危険箇所（崖崩れのおそれのある箇所、河川、ふたのない側溝等）をあらかじめ確認しましょう。



02

風水害のおそれがある場合は！

屋外のもので飛ばされそうなものは固定しましょう。
浸水に備えて、家財道具を高いところへ移動しましょう。



03

町から発表される情報に注意！

台風や大雨に関する情報を良く聞きましょう。また、避難勧告等の避難情報に注意しましょう。



04

危険箇所に近づかない！

土砂崩れや河川の増水に注意し、近づかないようにしましょう。
危険な前触れに注意しましょう。



05

身の危険を感じたらすぐに逃げる！

土砂崩れや決壊など、身の危険を感じたら、非常持ち出し品などの物にこだわらず、ただちに安全な場所へ避難をしましょう。



06

裏山の災害の前兆現象に注意！

裏山の小さな崩れ、山からのわき水の増水や濁りなど、ふだんから違う様子を見たら早期に避難をしましょう。



07

避難が無理な場合は垂直避難！

垂直避難とは、上下垂直方向に避難することをいいます。夜間や停電時など危険な状況での避難はできるだけ避け、状況に応じて、建物の2階など安全な場所へ避難しましょう。



08

安全な道、動きやすい服装で避難を！

浸水が始まらないうちに早めに避難しましょう！
災害に巻き込まれる可能性があるため、狭い道や塀の側、川べり、崖の側は避けて避難しましょう。
長靴は、水が入ると脱げて危険なので、運動靴をはきましょう。



2 震災



01 まずは身の安全

ケガをしたら火の始末や避難が遅れてしまいます。家具の転倒や落下物には十分な対策を行いましょ



02 すばやく火の始末

動けるようであればすばやく火を消しましょう。火元付近には燃えやすいものを置かないことを習慣にしましょ



03 戸を開けて出口の確保

揺れてドアが開かなくなることもあります。玄関、部屋のドア、窓などを開けて避難口の確保をしましょ



04 火がでたらすぐ消火

万一出火しても天井に燃え移る前なら大丈夫です。あわてず消火を行いましょ



05 あわてて外に飛び出さない

外ではガラスや瓦などが落ちてくる可能性があります。飛び出さず、冷静な判断に努めましょ



06 狭い路地やブロック塀には近づかない

ブロック塀や自動販売機は倒壊のおそれがあります。狭い路地には近づかず、避難しましょ



07 協力し合って応急救護

地域ぐるみで協力し合って応急救護の体制をとります。みんなで助け合いながら、災害応急対策を行いましょ



08 山崩れ、崖崩れに注意

居住地の自然環境を把握して、二次災害防止に心がけましょ



09 避難は徒歩で

マイカーでの避難は危険なうえ、救急出動の障害になります。ルールを守る心のゆとりを持ちましょ



10 正しい情報を聞く

事実はひとつです。間違った情報にまどわされず的確な行動をしましょ



3 火災

01

ストーブの周辺はスッキリと

特にカーテン、洗濯物は要注意です。石油ストーブの給油、移動は必ず火を消してから行いましょう。



02

揚げ物の時はその場を離れない

電話や来客の対応は、必ず火を消してからにしましょう。そばに燃えやすいものを置かない心がけも大切です。



03

寝たばこ、ポイ捨て厳禁

寝たばこは、しない・させない習慣を徹底しましょう。火のついたたばこの放置やポイ捨ては厳禁です。



04

放火をさせない環境づくり

家の周りに、燃えやすいものを置かない。物置、車庫の施錠はしっかり行いましょう。



05

強風の日にたき火は危険

消火用の水を用意して、子どもには大人が必ず付き添いましょう。風のある日は、たき火を中止しましょう。

06

子どもにはライター等で遊ばせない

子どもの手の届くところにマッチやライターを置かず、必ず片付けましょう。



07

風呂の空だきをしない

点火の時は、浴槽の水量を確かめましょう。点火・消火は目で確認しましょう。



08

コンセントにこまめな気遣い

たこ足配線、コンセント周りのホコリに注意しましょう。使わないときはこまめに抜く習慣をつけましょう。



09

就寝前の火の用心

ガスの元栓、こたつのコンセントなど指差し点検を行いましょう。火の元の確認をしっかりとしましょう。

10

消火の備えを万全に

住宅用火災警報器や消火器を設置して、防災訓練には積極的に参加しましょう。



IV 避難場所・避難所一覧

1 市街地火災等発生時の避難場所（屋外）

名称	番号	所在地	面積 (ha)
湯沢中央公園	1	大字神立・土樽地内	20.4

2 指定緊急避難場所（屋外）

地区	番号	避難場所	所在地	面積 (m)	冬期間の使用	災害使用区分(注1)			避難予定町内
						風水害	地震	土砂災害	
三 国	1	浅貝町営グラウンド	浅貝地区	10,000	×	○	○	×	浅貝
	2	苗場スキー場 駐車場	浅貝地区	28,400	○	○	○	○	浅貝
	3	旧三国小学校グラウンド	二居地区	6,200	×	○	○	×	三国地区全町内
	4	かぐらスキー場 田代ステーション 駐車場	二居地区	10,400	○	○	○	×	二居
	5	宿場の湯 駐車場	二居地区	1,400	○	○	○	×	二居
三 俣	6	旧三俣小学校グラウンド	三俣地区	2,500	×	○	○	○	三俣地区全町内
	7	街道の湯 駐車場	三俣地区	2,390	○	○	○	○	三俣1、2、八木沢、大島
	8	道の駅みつまた	三俣地区	1,492	○	○	○	○	三俣1、2、八木沢、大島
	9	八木沢児童遊園地	八木沢地区	224	×	○	○	○	八木沢、大島
神 立	10	旧神立小学校グラウンド	戸沢地区	5,600	×	○	○	○	芝原、七谷切、戸沢、平沢、田中
	11	湯沢中学校グラウンド	原新田地区	23,000	×	○	○	○	神立地区全町内
	12	旧湯沢高校グラウンド	堰場地区	12,500	×	○	○	○	堰場、原新田、栄町、小原、宮林、中子
	13	みちしるべ湯沢 (道路情報ターミナル)	戸沢地区	2,200	○	○	○	○	芝原、七谷切、戸沢、平沢、田中
	14	みなみ魚沼農協湯沢支店 駐車場	原新田地区	3,500	○	○	○	○	原新田、栄町、堰場、小原
	15	原新田公園	原新田地区	1,000	×	○	○	○	原新田、栄町
	16	湯沢カルチャーセンター 水芭蕉駐車場	宮林地区	1,500	×	○	○	○	宮林

注1：災害使用区分の風水害とは、大雪や強風、洪水などの災害のことです。

地区	番号	避難場所	所在地	面積 (㎡)	冬期間の使用	災害使用区分(注1)			避難予定町内
						風水害	地震	土砂災害	
土樽	17	旧土樽小学校グラウンド	萩原地区	9,600	×	○	○	○	土樽地区全町内
	18	体験工房大源太 駐車場	旭原地区	2,000	○	○	○	×	旭原
	19	湯沢町農山村総合開発センター 駐車場	中里地区	700	○	○	×	×	古野一、古野二、中里
	20	旧土樽保育園 駐車場	萩原地区	550	○	○	○	○	添名、原、萩原、中里
	21	岩の湯 駐車場	中里地区	1,540	○	○	○	○	中子、中里、古野二
	22	中里パーキングパーク	古野二地区	3,000	×	○	○	○	古野二
	23	古野中里中央児童遊園地	古野一地区	1,612	×	○	○	×	古野一、古野二、中里
	24	松川児童遊園地	松川地区	909	×	○	○	○	松川
	25	土樽自然公園	土樽地区	5,000	×	○	○	×	土樽
	26	滝ノ又児童遊園地	滝ノ又地区	1,812	×	○	○	○	滝ノ又
	27	旧加山キャブテンコースト 駐車場	谷後地区	13,000	×	○	○	○	谷後
	28	旭原児童遊園地	旭原地区	2,036	×	○	○	○	旭原
湯沢	29	旧湯沢小学校グラウンド	楽町地区	6,400	×	○	○	○	湯沢地区全町内
	30	湯沢町公民館 駐車場	上中地区	1,500	○	○	○	○	上中、駅通、谷地、 一之町、石白
	31	旧老人憩いの家 やすらぎ荘 駐車場	湯元地区	250	○	○	×	○	湯元、布場
	32	湯沢高原ロープウェイ 駐車場	滝沢地区	4,000	×	○	○	×	布場、滝沢、西中
	33	雪国館 駐車場	西中地区	550	○	○	○	×	滝沢、西中、西山
	34	東京電力(株)湯沢発電所 グラウンド及び駐車場	愛宕地区	3,900	△ (駐車場のみ)	○	○	×	愛宕、諏訪
	35	大石田公園	愛宕地区 諏訪地区	2,110	×	○	○	×	幅下、下中、諏訪
	36	駒子の湯 駐車場	幅下地区 諏訪地区	1,128	○	○	○	×	幅下、下中、諏訪、 楽町
	37	旧湯沢保育園 駐車場	楽町町内	800	△	○	○	×	下中、楽町
	38	地藏堂公園	上中地区	800	×	○	○	×	上中、駅通、谷地
	39	駅前公園	駅通地区	1,100	×	○	○	○	駅通、一之町
	40	奈良山公園	一之町地区	1,100	×	○	○	○	一之町
	41	石白児童遊園地	石白地区	250	×	○	○	○	石白
	42	旧中央保育園グラウンド	一之町地区	1,000	×	○	○	○	一之町、石白
	43	上熊野旧貯木場	上熊野地区	4,000	×	○	○	○	上熊野、下熊野

注1：災害使用区分の風水害とは、大雪や強風、洪水などの災害のことです。

3 指定避難所(屋内)

地区	番号	避難所	所在地	電話 ファックス	避難所		受入人数	孤立集落	災害使用区分(注1)		
					使用施設名	使用面積(m ²)			風水害	地震	土砂災害
三国	1	旧三国小学校	三国483	775-7771 775-7773	体育館	450	250	○	○	○	○
	2	公民館浅貝分館	三国152-1	789-2014	体育館等	570	280	○	○	○	○
	3	宿場の湯	三国537	789-5855 789-5877	休息室、 ラウンジ	120	70	○	○	○	×
三俣	4	旧三俣小学校	三俣986	784-3451 784-1818	体育館	400	240	○	○	○	○
神立	5	湯沢中学校	神立1580	784-3444 784-3445	第2体育館	900	420		○	○	○
	6	芝原・荒戸地区 生活改善センター	神立3951-1		部屋2	58	35		○	○	×
	7	七谷切地区 生活改善センター	神立1473-4		部屋2	41	25		○	○	○
	8	原新田 ふれあい会館	神立1323		和室1・ ホール	100	60		○	○	×
土樽	9	旧土樽小学校	土樽5674	784-3451 784-1818	体育館	400	270		○	○	○
	10	体験工房大源太	土樽6399-1	787-1121 787-1122	ロビー、 体験部屋他	200	120	○	○	○	○
	11	湯沢町農山村 総合開発センター	土樽6105	787-3002	和室3・ 体育室他	375	220		○	×	×
	12	松川地区 生活改善センター	土樽3299-1		部屋2	63	38	○	○	○	○
	13	滝ノ又会館	土樽1814		和室2・ ホール	120	70	○	○	○	○
	14	谷後開発センター	土樽2840		和室2・ ホール	100	60	○	○	○	○
	15	土樽集落開発センター	土樽3874-1		和室4	200	100	○	○	×	○
湯沢	16	旧湯沢小学校	湯沢290	784-3451 784-1818	体育館	620	350		○	○	○
	17	湯沢町公民館	湯沢2822	784-2460 784-3737	ホール、 部屋6	800	400		○	○	○
	18	湯沢高原ロープウェイ	湯沢490	784-3326 784-3327	休憩室他	120	50		○	○	×
	19	堀切集会所	湯沢1277		和室1	24	14	○	○	○	×

注1：災害使用区分の風水害とは、大雪や強風、洪水などの災害のことです。

V 災害に備えるためのチェックリスト

1 我が家の災害対策

チェック

- 避難所などの確認……避難先や家族の集合場所を決める
- 避難方法の確認……ふだんから避難方法や経路等話し合い歩いてみる
- 連絡方法の確認……災害用伝言サービス等の利用方法も確認する
- 我が家の安全点検……家具の固定や置き場所を工夫してみる
- 非常用持出品の用意……非常用持出品の点検、保管場所を確認
- 地域の協力体制確認……手助けが必要なご近所への協力体制を確認

2 避難場所・避難所・連絡先の確認

■ あなたの避難先を、P13～15の一覧表で確認してください。

避難場所	
避難所	
家族との待ち合わせ場所 (離れ離れになったとき)	

■ 家族の連絡先

確認事項	氏名
電話番号(自宅)	
電話番号(携帯)	
連絡先(勤務先・学校)	



湯沢町総務部総務管理課

〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地
電話：025-784-3451(直通) FAX：025-784-1818
湯沢町ホームページ <https://www.town.yuzawa.lg.jp/>

逃げ遅れゼロへ!

防災情報はいろいろあるけど
いつ避難すればいいの?

警戒レベル 4 で全員避難!!

[警戒レベル]で避難のタイミングをお伝えします。

2019年の出水期(6月ごろ)より、
[警戒レベル]を用いた
避難情報が発令されます。
市町村から[警戒レベル3、4]が
発令された地域にお住まいの方は、
速やかに避難してください。



[警戒レベル5] (市町村が発令)は既に災害が発生している状況です。

次のような内容で自治体から避難行動を呼びかけます!

呼びかけの一例

警戒レベル 4

避難勧告の
伝達文例

■緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。

■こちらは、〇〇市です。

■〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を
発令しました。

■〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。

■〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。

■避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所
に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

警戒レベルととるべき行動を端的に伝えます

避難勧告の発令を伝えます

災害が切迫していることを伝えます

とるべき行動を伝えます

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、 国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※1に整理しました。

<避難情報等>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 ※2 ※2 災害が実際に発生していることを 把握した場合に、可能な範囲で発令 (市町村が発令)
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思わ れる場合は、近くの安全な場所や、自宅内の より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 ※3 避難指示(緊急) ※3 地域の状況に応じて緊急的又は 重ねて避難を促す場合に発令 (市町村が発令)
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害の ある方、乳幼児等)とその支援者は避難を しましょう。その他の人は、避難の準備を 整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 (市町村が発令)
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、 自らの 避難行動を確認 しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

<防災気象情報>

【警戒レベル相当情報(例)】

警戒レベル5相当情報

氾濫発生情報
大雨特別警報 等

警戒レベル4相当情報

氾濫危険情報
土砂災害警戒情報 等

警戒レベル3相当情報

氾濫警戒情報
洪水警報 等

これらは、住民が自主的
に避難行動をとるために
参考とする情報です。

(国土交通省、気象庁、都道府県が発表)

Q&A

質問1) 防災気象情報は出てるけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの？

⇒市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。

自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。

質問2) 避難指示(緊急)は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置付けられたけど、考え方が変わったの？

⇒**避難指示(緊急)**は、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、必ず発令されるものではありません。避難勧告が発令され次第、**避難指示(緊急)**を待たずに速やかに避難をしてください。

質問3) 洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ているなかで、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出たけど洪水のレベルも4から3に下がったということなの？

⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のまま、土砂災害の3が追加されたのであり、**その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります。**

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

**【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、
地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。**

■詳しく知りたい方は

内閣府 防災情報のページ

内閣府 避難勧告

検索

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html



スマホ用
二次元コード